

**工事用板囲・足場、養生鉄板
占用許可申請書作成の手引き**
(道路法 3 2 条に基づく占用許可申請)

愛知県尾張建設事務所

維持管理課 管理第一グループ

TEL 052-961-4419

FAX 052-961-7879

平成 2 6 年度

目 次

1. 申請の手続きについて	1
2. 許可基準	2
(1) 工事用板囲、足場	2
(2) 養生鉄板	3
3. 提出書類	4
4. 様式・基準・標準図	8
申請書様式・記入例	9
別図1（工事用板囲・足場）	11
別図2（養生鉄板）	13
保安設備等計画図	14
誓約書	16
緊急連絡先	17
工事着手・完了届	18

1. 申請の手続きについて

(1) 申請の方法

工事用板囲・足場、養生鉄板等を路上に設置するためには、道路管理者（各建設事務所）の道路占用許可と、交通管理者（所轄警察署）の道路使用許可が必要です。

愛知県が道路占用許可書を発行するにあたっては、内容を審査するとともに、事前に所轄警察署長との協議を行いますので、道路占用許可申請書（2部）と道路使用許可申請書（2部）を同時に提出してください。

※道路占用許可書の交付には、補正に要する期間を除いて約16日程度必要です。

余裕をもって、3週間前に申請されますよう、ご協力お願いいたします。

(2) 申請から許可までの流れ

①審査と補正

申請書を受理した後、申請内容を審査します。その際に書類の追加や記載内容の補正を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

②警察協議関係

審査の過程で所轄警察署との協議を行います。警察協議には、道路使用許可申請書2部が必要となりますので、申請時にご用意いただきますようお願いいたします。

③道路占用許可書の交付

書類の追加、記載内容の修正が完了し、所轄警察署との協議が整った時点で、道路占用許可書を作成します。許可書ができた旨、連絡がありますので、建設事務所までお越しいただき、許可書の受領をお願いします。

(3) 申請手数料、道路占用料について

申請手数料は不要ですが、占用物件の種類、数量及び占用期間に応じた道路占用料が発生する場合があります。道路占用料の納入は、交付する許可書に添付される「納入通知書」を金融機関にご持参いただき、指定された納期限までにお支払いをお願いします。

なお、納期限までに道路占用料のお支払がないと、延滞金が発生する場合がありますので、ご注意ください。

2. 許可基準

工事用板囲・足場、養生鉄板を道路に設置すると一般道路利用者の通行の妨げになります。

道路利用者の安全確保、道路の損傷防止のため、許可できる内容に制約がありますので、以下の留意点をご確認のうえ、申請書類を作成してください。

(1) 工事用板囲・足場の留意点

- ①道路占用がやむを得ないと認められること。(道路の敷地外に余地がない)
- ②一時的な設置であり、必要最小限の占用期間であること。
- ③工事用板囲・足場の出幅は、許可基準内(別図1-1～1-3参照)であり、かつ必要最小限であること。
- ④点字ブロックがある場合は、点字ブロックから60cmの離隔をとり、占用物件を設置すること。(やむを得ない場合は、点字ブロックシート等で仮設置すること。または、迂回させること。)
- ⑤高さ1.0mの位置に、すずらん灯(チューブライト)を設置すること。
- ⑥工事用板囲・足場の脚部は、道路側溝上に設置しないでください。
やむを得ず、工事用板囲・足場を道路側溝上に設置する場合は、側溝蓋全体を跨ぐように養生板を施工し、道路側溝等を防護すること。
- ⑦板囲の材質は、木板、亜鉛板等強固な材質を使用すること。
- ⑧足場の前面には、シート又は金網を張りめぐらすこと。
- ⑨高層建築物用の板囲・足場を設ける場合は、上空に危険防止柵を設けること。
(危険防止柵の設置方法については、別図1-4を参照)
- ⑩道路の街角(隅切り部)に板囲を設置する場合は、隅切りを設けること。
- ⑪占用物件の構造は相当の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。

(2) 養生鉄板の留意点

- ①道路占用がやむを得ないと認められること。
- ②一時的な設置であり、必要最小限の占用期間であること。
- ③養生鉄板の設置にあたっては、民地内でボルト固定等を施工し、車両の乗入れで、養生鉄板が動かないようにすること。また、道路内については、レミファルト、プラスチックスロープ等のすり付けを施工し、段差解消・鉄板ずれの防止策を行うこと。(別図2-1参照)
- ④養生鉄板は歩行者等の安全確保のため、滑り止めのゴムマット等を鉄板全面に敷設(別図2-1参照)すること。なお、養生鉄板が縞鋼板等でも、ゴムマット等施工が必要です。
- ⑤養生鉄板の敷設工事後は、歩道の交通規制を速やかに解除し、交通解放する旨、保安設備等計画図に明記すること。
- ⑥工事用車両の乗り入れが原因で、道路が破損・汚損した場合は、速やかに原形復旧する旨の誓約書を提出すること。
- ⑦緊急時に連絡可能な緊急連絡先を明記すること。

3. 提出書類

(1) 書類一覧

提出書類は以下のとおりです。申請書類は、A4サイズ折り（縦型）とし、左端2箇所をホッチキス等で留めてください。添付図面が大きいものについては、巻末に封筒を付け、それに入れても構いません。

（○工事用仮囲・足場の場合 ★養生鉄板の場合）

- ①申請書表紙
- ②理由書
- ③位置図 (縮尺1/25000～1/1500)
- ④公図等の写し
- ⑤平面図 (縮尺1/100～1/500程度)
- ⑥横断面図 (縮尺1/100～1/200程度)
- ⑦立面図 (縮尺1/100～1/500程度)
- ⑧構造図等
- ⑨占用面積の求積図
- ⑩交通安全対策図
- ⑪現況写真
- ★ ⑫誓約書
- ⑬緊急連絡先

※別途、道路使用許可申請書を2部

(2) 書類作成の注意事項

- ① 申請書表紙
 - ・2部とも申請者の押印をしてください。
 - ・本手引き『4. 様式・基準・標準図』に添付された記入例に記載の注意事項に準拠してください。
- ② 理由書
 - ・様式は任意です。
 - ・工事用板囲・足場、養生鉄板を設置する理由を記述してください。
 - ・その他、特に明記する事項があれば記述してください。事前相談や申請書類の審査結果を踏まえ、状況や確認をした内容を明記していただくこともあります。

- ③ 位置図（縮尺1／25000～1／1500程度）
- ・建設事務所担当者が現地確認や完了検査等に行く時に参考となる地図を添付してください。
- ④ 公図等の写し
- ・地番がわかる資料を添付してください。
 - ・申請箇所（住所・地番）が分かるようマーキングしてください。
- ⑤ 平面図（縮尺1／100～1／500程度）
- ・占用物件（工事用板囲・足場、養生鉄板）の設置位置、範囲が分かるようにしてください。
 - ・占用物件の設置前、設置後の両方があると、審査がスムーズです。
 - ・占用物件の両端から少なくとも前後10m以内の道路施設等と、その位置・寸法を記入してください。
 - ・工事用板囲・足場を道路の街角（隅切り部）に設置する時は、板囲等も隅切りを設けるようにしてください。
 - ・道路区域と民地の境界を明示してください。
- ⑥ 横断面図（縮尺1／100～1／200程度）
- ・占用物件（工事用板囲・足場、養生鉄板）を設置する位置で、図面を作成してください。道路施設等（道路側溝、植栽帯等）がある場合は、その位置・寸法も記入してください。
 - ・工事用板囲・足場の場合は、板囲等の出幅と道路の残幅員を記入するようにしてください。
 - ・工事用板囲・足場の脚部は、道路側溝上に設置しないでください。やむを得ず、足場を道路側溝上に設置する場合は、側溝蓋全体を跨ぐように養生板を施工し、道路側溝等を防護すること。また、壁繋ぎ、ジャッキベース等が分かるようにしてください。
 - ・道路区域と民地の境界を明示してください。
- ⑦ 立面図（縮尺1／100～1／500程度）
- ・工事用板囲・足場の高さ、幅を記入してください。
 - ・高さ1.0mの位置にすずらん灯（チューブライト等）設置を明示してください。
- ⑧ 構造図等
- ・占用物件（工事用板囲・足場、養生鉄板）の構造・寸法がわかる構造図（カタログ等でも可）を提出してください。

⑨ 占用面積の求積図

- ・道路内に設置する部分の投影面積を計算してください。計算に必要な寸法を明記してください。

⑩ 保安設備等計画図

- ・所轄警察署との協議に必要な道路使用許可申請書にも必要となる図面です。
- ・本手引き『4. 様式・基準・標準図』に記入例と注意事項が掲載されていますので、参照してください。
- ・『道路工事保安設備設置基準（案） 平成19年4月 愛知県建設部』に準拠してください。

愛知県建設部道路維持課のWEBページからダウンロードできます。

愛知県 建設部 道路維持課 URL: <http://www.pref.aichi.jp/douroiji/>
『道路工事保安設備設置基準（案） 平成19年4月 愛知県建設部』

- ・別途、保安設備標準様式図を添付してください。保安接部標準様式図は、前出の設置基準（案）に掲載されています。申請に関係のない部分は×や二重線などで消すなど、使用する保安設備を明確にしてください。
- ・仮設歩道は民地側への設置を検討したうえで、不可能な場合に車道への設置を計画してください。
- ・保安設備等計画図は、占用物件（仮囲い・足場、養生鉄板）の組み立て及び解体時、設置中（交通開放時）を作成してください。

⑪ 現況写真

- ・前面及び側面から撮影し、現在の状況が分かる写真を添付してください。
- ・占用物件（工事用板囲・足場、養生鉄板）の設置予定箇所を朱書きで、明示してください。

⑫ 誓約書（養生鉄板の場合）

- ・許可後に所定の規定・条件・指示事項を守って占用工事、占用物件の管理をする等の誓約書です。

⑬ 緊急連絡先

- ・占用物件の設置により、苦情・事故等が発生した場合に、緊急対応できる方の連絡先を記入してください。
- ・請負工事等で占有者と現場の工事責任者が異なる場合は、両者の緊急連絡先を記入すること。

(3) 綴り方

申請書類はA4サイズ折り（縦型）とし、左端をホッチキス等でとめてください。図面等が大きいものについては、A4サイズに折って他の書類と一緒に綴じるか、巻末に封筒を付けそれに入れてもかまいません。

原則『(1) 書類一覧』の番号順に綴じてください。

(4) 提出部数

道路占用許可申請書は2部提出してください。また、所轄警察署との協議に必要な道路使用許可申請書を別途2部提出してください。

道路占用許可申請書のうち1部は、知事の承認を得た後、許可書として申請者の方にお返しします。

4. 『着手・完了届』の提出について

(1) 『着手届』の提出

現場での工事着手前、または工事着手後速やかに提出してください。押印は不要です。様式は愛知県尾張建設事務所維持管理課のWEBページの主な様式のダウンロード（道路）からダウンロードできます。

(2) 『完了届』の提出

占用物件（工事用板囲・足場、養生鉄板）の撤去工事が完了した後、次の各種写真を添付のうえ、工期内に提出してください。

① 全景（着手前、占用物件設置状況、撤去後）

② 保安設備の設置状況

◆ 道路の原形復旧について

完了検査は主として写真にて行いますが、特に必要とする場合は現場で検査を行いますので、連絡する日時に立会をお願いします。

次の場合は、瑕疵担保責任として申請者の方に手直しをしていただく義務が生じますので、ご注意ください。

① 占用物件の設置工事の施工不良等で、道路が損傷した場合

② 工事用車両の乗り入れが原因で、道路が破損・汚損した場合

4. 様式・基準・標準図

申請書類に必要な様式や基準、構造図のうち、主なものとして下表のとおり掲載します。様式は申請書類として使用できますが、下表、本章内に記載の基準及び特記事項と、『2. 許可基準』及び『3. 提出書類』の記載事項を参照し、不備の無いよう作成してください。

【様式・基準・標準図一覧】

書 類 名	特 記 事 項
申請書様式・記入例	記入例に記載の注意事項に準拠してください。
別図 1（工事用板囲・足場） 別図 2（養生鉄板）	別図を参照して許可基準を確認し、図面を作成してください。
保安設備等計画図	民地側に仮設歩道を設置した例が記載されています。参考の上、現地の状況や施工方法等に即した計画図を作成してください。
誓約書	申請の際に添付してください。
緊急連絡先	苦情・事故等が発生した場合に緊急で対応できる方の連絡先を記入してください。

道路占用許可申請協議書

新規	更新	変更	尾建第	—	号
			年	月	日

平成 年 月 日

愛知県知事殿

住所 〒

氏名

担当者

TEL

印

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称	規模		数量	
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件 の構造		
	平成 年 月 日まで				
工事の時期	平成 年 月 日から	間	工事実施 の方法		
	平成 年 月 日まで				
道路の 復旧方法			添付書類		
備考					

記載要領

- 1 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、基点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

愛知県知事殿

平成 年 月 日

住所 〒

氏名

担当者
TEL

印

→ 担当者及び連絡先を記入

道路法 **第32条** 第35条 の規定により **許可を申請** します。

→ 国道の番号または、県道の名称を記入

占用の目的	養生鉄板の設置		
占用の場所	路線名	一般県道 阿野名古屋線	車道 歩道・その他
	場所	豊明市〇〇町〇〇番地〇〇 地先	
占用物件	名称	規模	数量
	養生鉄板	長さ3.0m×幅2.5m	7.5㎡
占用の期間	平成 年 月 日から 間	占用物件の構造	別添のとおり
	平成 年 月 日まで		
工事の時期	平成 年 月 日から 間	工事実施の方法	
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法	原形復旧	添付書類	別添のとおり
備考			

→ 工事用板囲・足場の設置、養生鉄板の設置 目的に合わせる

→ 設置する土地の住所の番地先を記入

→ 名称・規模・数量は、別紙のとおりでも可

→ 「直営」または「請負」のどちらかを記入

→ 占用物件を設置する期間を記入する。許可後すぐに設置したい場合は、

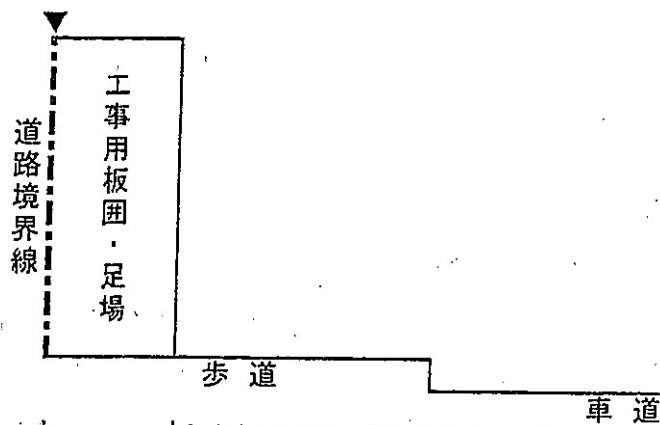
許可日から
平成〇〇年〇月〇日まで
と記入する

→ 占用の期間と同じ期間を記入する

記載要領

- 1 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 **新規** **更新** **変更** については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、基点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

別図1-1 地面に接して、工事用板囲・足場を設置する場合



(1) 歩道がある道路の場合は、法敷及び歩道とすること。

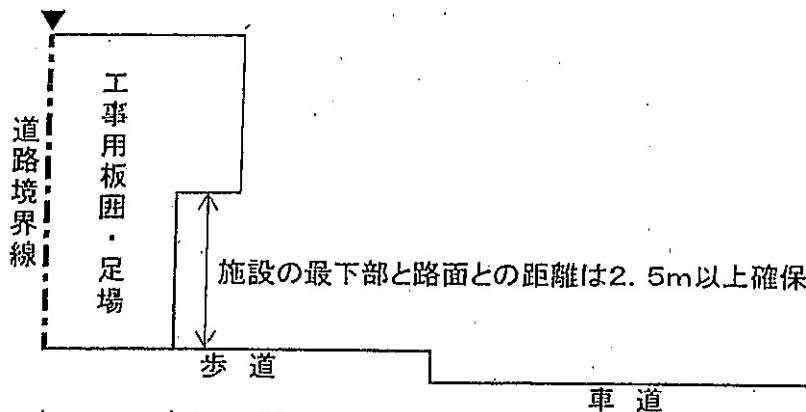
(2) 道路への出幅は、歩道幅員の3分の1以内とする。

※歩道の残幅員を原則として、2.5m以上確保すること。なお、前記の残幅員を確保できないやむを得ない事由のあるときは、1.5m以上とする。

(3) 歩道がない道路の場合は、法敷及び路端寄りとする。

占有幅は歩道幅員の $\frac{1}{3}$ 以内
歩道幅員
原則2.5m以上、やむを得ない場合は1.5m以上確保

別図1-2 地面に接しないで、工事用板囲・足場を設置する場合

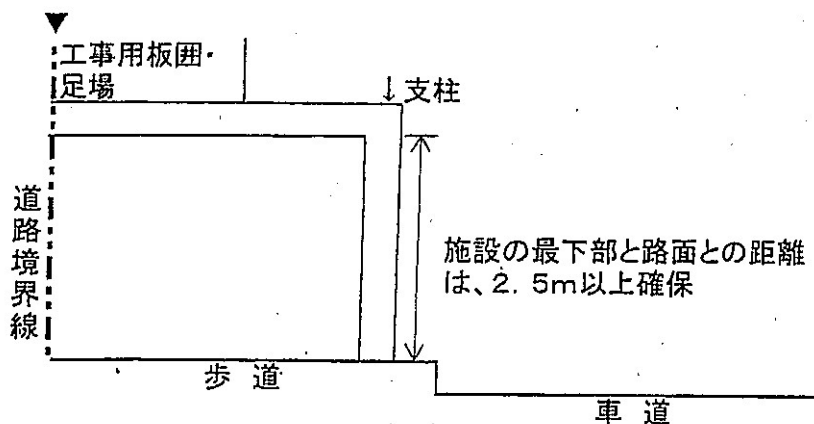


(1) 地面に接しない部分の歩道上への出幅は、歩道幅員の2分の1以内とする。

(2) 施設の最下部と路面との距離は、2.5m以上とする。

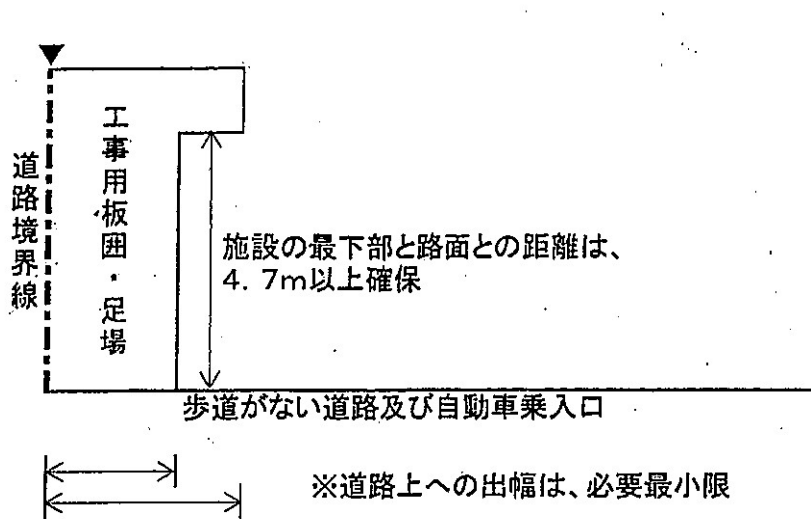
地面に接する部分の占有幅は歩道幅員の $\frac{1}{3}$ 以内
地面に接しない部分の歩道上への出幅は、歩道幅員の $\frac{1}{2}$ 以内
歩道幅員
原則2.5m以上、やむを得ない場合は1.5m以上確保

※支柱を道路上へ建柱して、施設を設ける場合は下図のとおりとすることができる。



歩車道境界から0.25m離隔をとること。
歩道幅員
地面に接しない部分の歩道上への出幅は、歩道幅員の $\frac{1}{2}$ 以内

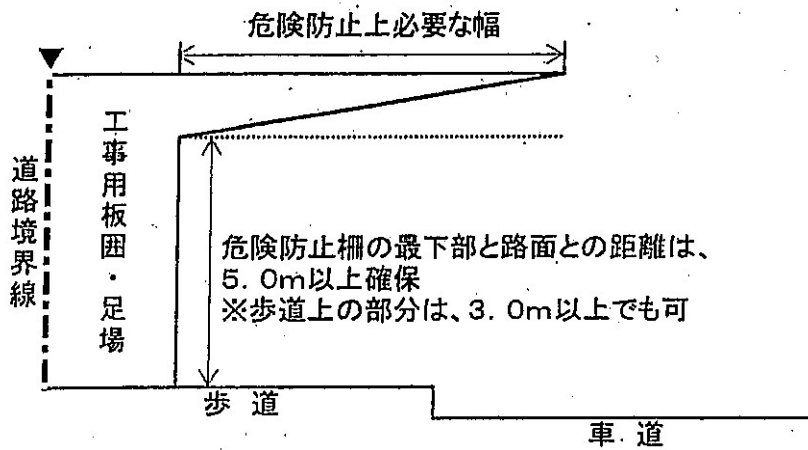
別図1-3 歩道を有しない道路及び自動車乗入口に設置する場合



(1)路面上への出幅は、必要最小限とすること。

(2)施設の最下部と路面との距離は、4.7m以上とする。

別図1-4 危険防止柵(落下物防護用施設)を設置する場合

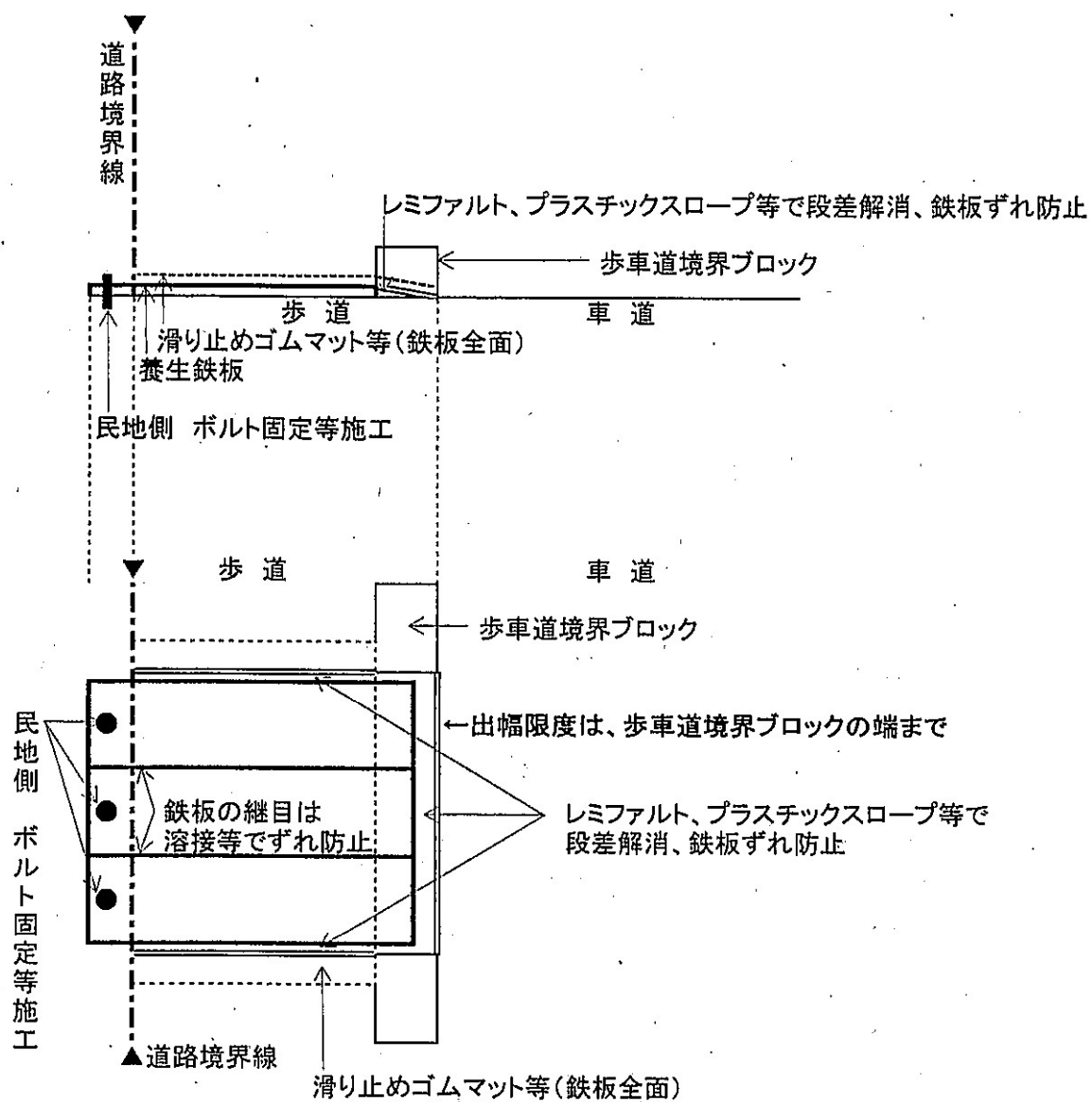


(1)危険防止柵の占用幅は、危険防止上必要な幅とする。

※原則として車道にかからないこと。

(2)施設の最下部と路面との距離は、5.0m以上とする。歩道上の部分は、3.0m以上でも可とする。

別図2-1 養生鉄板を設置する場合

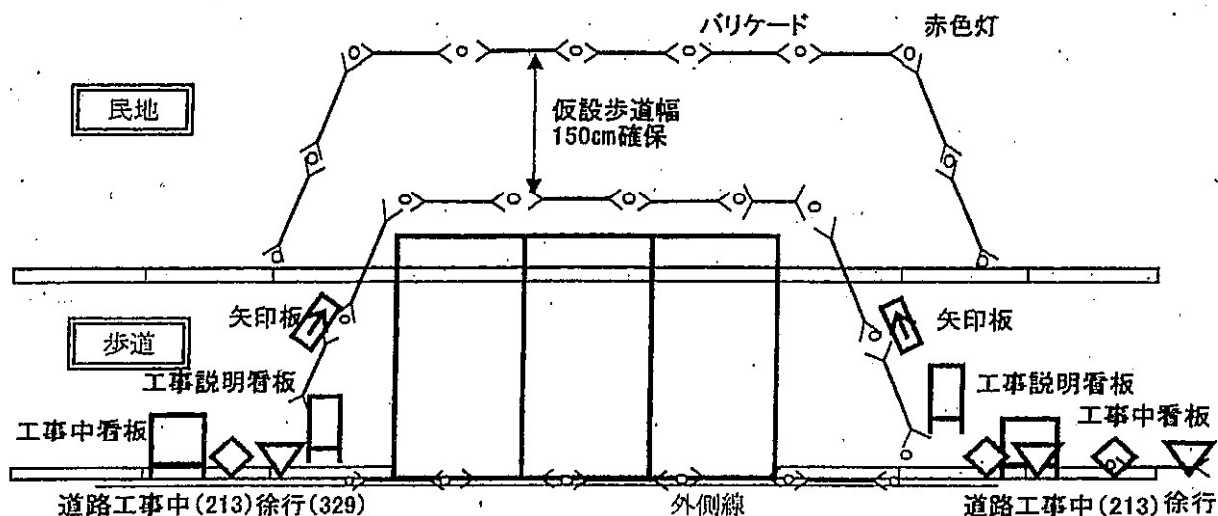


凡 例	
	養生鉄板
	レミファルト、プラスチックロープ等
	滑り止めゴムマット

保安設備等計画図

(1) 記入例

民地側に仮設歩道を設置する場合の例



※外側線より車道へ出る場合は、車線規制が必要となります。

車道

(2) 注意事項

歩道幅	歩道幅は150cm確保し、計画図には実際に確保する歩道幅を記入すること。 ※車道規制をする場合、車道幅は3.00mを確保すること。
仮設歩道の養生	設置する仮設歩道は段差をなくし、歩道内が土の場合等は養生すること。(碎石またはマットの敷設)
工事説明看板	車道から看板内容が見えないように設置すること。 工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間は『工事説明看板』ではなく『工事情報看板』を設置すること。 工事が1日で完了する場合は『工事説明看板』『工事情報看板』ともに設置しないこと。
道路工事中 警戒標識 (213) 徐行 規制標識 (329)	夜間・休工等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去または覆い等を行うこと。
バリケード	歩行者及び自転車がバリケードに沿って通行する部分の設置に当たっては、バリケードの間隔をあけないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置すること。
赤色灯	赤色灯は、4m間隔以下となるように配置すること。

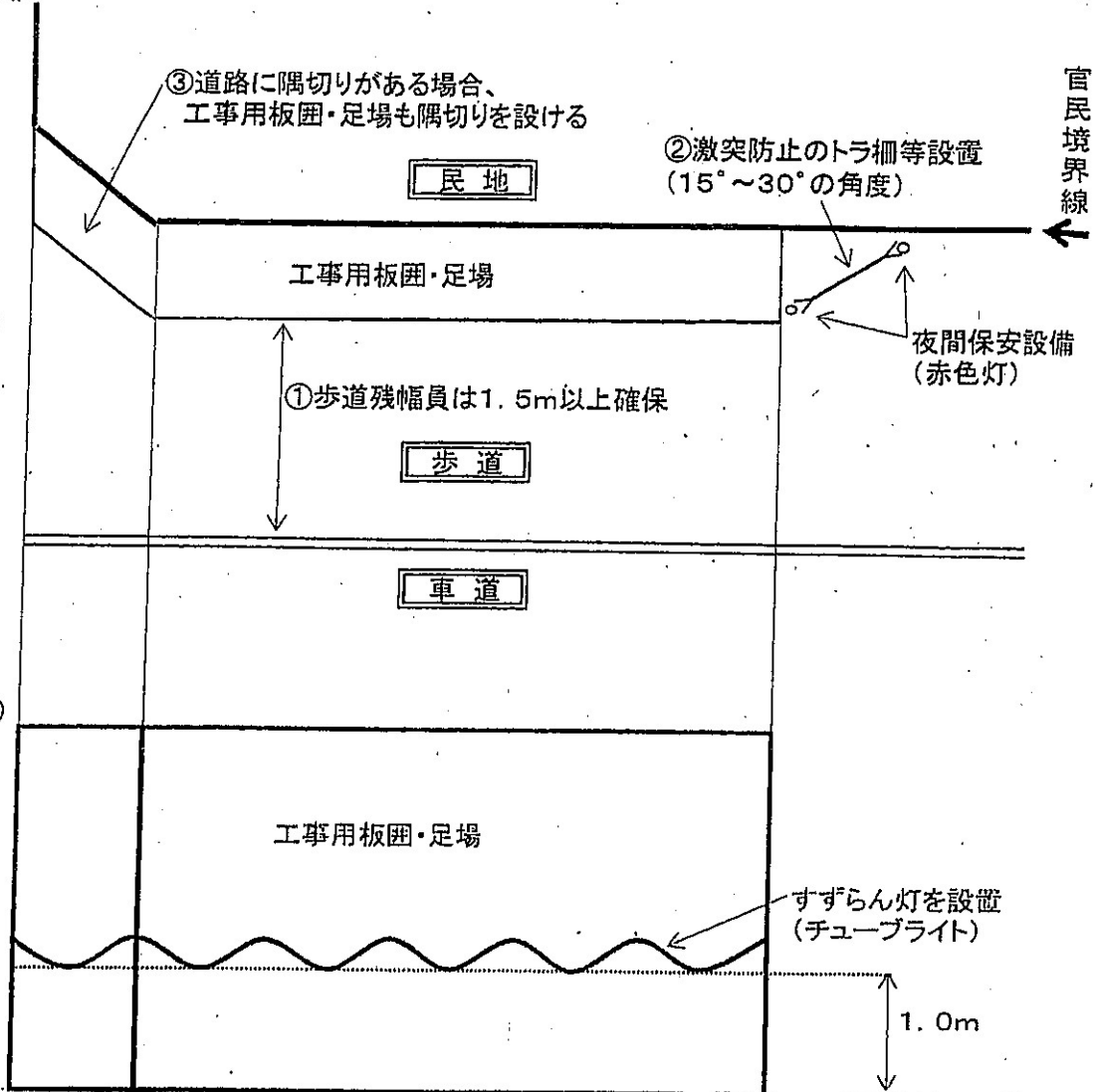
その他、『道路工事保安設備設置基準(案) 平成19年4月 愛知県建設部』を準拠してください。

同基準は、愛知県建設部道路維持課のホームページからダウンロードできます。

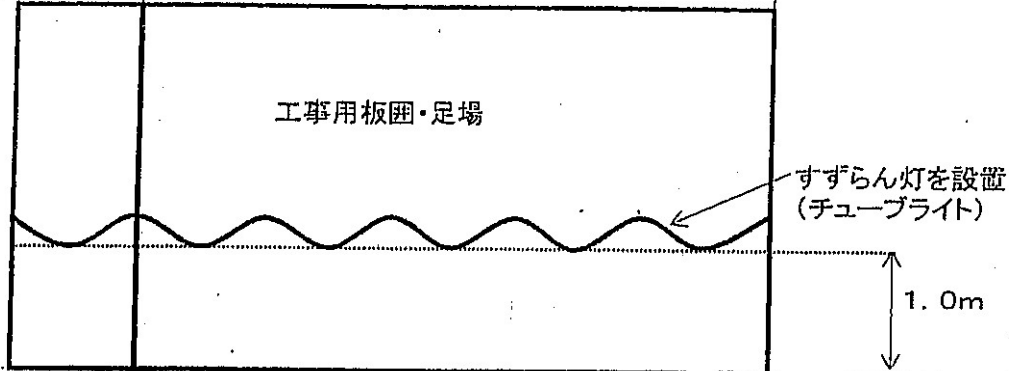
URL: <http://www.pref.aichi.jp/douroiji/>

(3) 工事用板囲・足場の保安設備(交通開放時)の留意点

(平面図)



(正面図)



①歩道幅	交通開放時の歩道幅は150cm以上確保し、計画図には実際に確保する歩道幅を記入すること。
②激突防止	工事用板囲・足場に通行者が激突しないよう、トラ柵等と赤色灯を設置してください。
③隅切り	道路の隅切り部分に工事用板囲・足場を設置する場合は、板囲等も隅切りを設けるようにしてください。

誓 約 書

愛知県知事 殿

私は道路法 32 条の規定に基づき、愛知県が管理する道路に工事用車両の乗り入れの為、養生鉄板の道路占用許可申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 ご許可の上は、所定の規定・条件・指示事項等を遵守し、占用工事の施工及び占用物件を管理いたします。方が一、申請書に係る規定・指示事項等に違反した場合は、理由に関わらず、工事施工業者と連帯して、その責任を負います。
- 2 占用工事中、占用期間中並びに瑕疵担保期間内に、占用物件の管理及び占用工事に係る道路構造物の沈下、亀裂、汚損、その他の損傷が生じた場合、申請書に係る規定・指示事項等に違反して施工したことが判明した場合には、当方において早急に補修、改修をいたします。
- 3 養生鉄板の設置及び工事用車両の乗り入れに起因して、道路の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、当方の責任において解決します。
- 4 第三者に占用許可の権利義務譲渡等を行う場合は、上記の事項について第三者に承継します。

年 月 日

上記のとおり誓約します。

申請者 住所

氏名

電話

工事施工業者 住所

会社名

代表者名

現場責任者名

電話

緊急連絡先

① 占有者 緊急連絡先

会社名 _____

担当者 _____

電話 _____

② 施工業者 緊急連絡先 (養生鉄板を管理している方)

会社名 _____

担当者 _____

現場責任者 _____

電話 _____

工事仕様書

1. 工事を施工しようとするときは、あらかじめ道路管理者(以下「管理者」という。)に届け出て、その指示を受けて工事施工標示を設置し、施工するものとする。
2. 工事中は工事標識を設け、夜間は赤色燈により交通事故を起こさないよう特に注意する。
3. 工事の着手および完了のときは、管理者に届け出て、指示検査を受ける。
4. 工事に関する一切の費用は、申請者の負担とする。
5. 工事着手前に必ず所轄警察署長の許可を受ける。
6. 器材その他土砂等を路上に放置し、一般交通に支障を与えないようにする。
7. 工事の施工は申請書図面によるほか、次の事項に特に留意する。
盛土、埋戻しは十分つき固め、工事完成後沈下及び破損の発生のないよう施工し、
後日沈下破損の場合は、その呼戻工事として施工する。

工 事 着 手 了 届 愛知県知事 殿 平成 年 月 日 住 所 (郵便番号) 氏 名 〔名称及び〕電話 〔代表者氏名〕 連絡先 氏名 電話 下記のとおり、着手します。 完了しました。 記		
1	許可、承認又は 回答の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
2	工 事 の 場 所	市 町 大字 郡 町 国 道 県 丁目 番地先 字 号 線
3	工 事 の 種 別	
4	着 手 了 年 月 日	年 月 日
5	工 事 の 施 工 者 名	氏名 電話

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 完了届の場合には、工事写真を添付すること。(着手前、工事中、完了時)